

令和5年度第7回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和5年10月25日（水） 午後2時
 召集場所 清須市役所南館3階 大会議室
 開 会 令和5年10月25日（水） 午後2時
 出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	○	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	○
5. 中野 浩光	○	6. 三宅 正恭	○	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	○	12. 水野 格廉	○
13. 小島 慶久	○	14. 木村 実勇喜	○				
農地利用最適化推進委員							
15. 鈴木 朝明（北部）	○	16. 渡邊 由美子（西部）	○	17. 堀田 啓（南部）	○		

計 17 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治
 主 事 國分 健太郎
 主 事 平塚 康介

議事日程

1 提出案件

(1)議決案件について

議案第17号 農地法第3条の規定に係る許可申請 …… 1件
 議案第18号 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 2件

(2)報告案件について

報告第12号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …… 2件
 報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …… 7件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。
収穫の秋を迎え、農作業が忙しい季節となりました。
季節の変わり目で朝晩の気温もだいぶ下がってきましたので、体調管理には十分ご注意ください。
では、只今から、令和5年度第7回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は14名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は1番伊藤正敏委員と2番酒井温司委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。
(異議なしの声を確認の上)
ありがとうございます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。
それでは、【議案第17号】農地法第3条の規定に係る許可申請1件を議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、番号5-3をご覧ください。
申請地は、_____番、登記は田・現況共に田で面積は_____㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。
譲受人が_____に所有している農地が開発事業の買収対象地になったが、今後も営農継続する意向があるため、譲渡人が相続した申請地を購入し営農したいとのことです。
譲受人は、トラクター、コンバインを各1台所有しており、従事日数は世帯平均で275日、経営面積は田と畑をあわせて_____㎡、申請地への通作距離は約0.3km、通作時間は車で平均1分です。
譲受人は現在_____歳で後期高齢者に該当しますが、営農を本人、息子夫婦、孫で行っており、各々の従事日数は150日以上あるため、申請者が後期高齢者であっても、農地取得後の営農に問題はないと判断したため、ヒアリングは行っておりません。
その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。
以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件のご地元は丹羽委員になります。

丹 羽 委 員 問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいで
しょうか。
（「異議なし」の声あり）
ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として
「許可する」ことといたします。
続きまして、議案第18号農地法第5条の規定に係る許可申請2件
について議題とします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第18号 R5-8をご覧ください。
申請地は、_____番 登記・現況共に田で面積は_____㎡です。
受人及び渡人は議案書のとおりです。転用目的は重機等の駐車場です。
申請者は、_____にて建設重機の販売及びリースをしている法人で
す。
現在の建設業界はコロナの影響及び建設資材の高騰により建設工事が減
少していましたが、コロナが五類に移行されたことに伴い、回復傾向にあ
ります。その中で、中古重機やリースの需要が高まってきており、その需
要に対応できるよう重機を置く駐車場が必要となりました。
しかし、申請者の本社敷地では、これ以上重機を置くスペースは確保で
きず、また重機を移動する際には、トレーラーやユニック車等の大型車両
に積み込む必要があり、敷地全体を利用できる土地が必要となります。
そのため、市街化区域で条件に合う土地が見つからず、市街化調整区域
である申請地において所有者の承諾を得られたため、本申請に至りまし
た。
申請地は、駅、インターチェンジ及び市役所及びこれらに類する施設の
概ね300m以内の区域にある農地であるため、農地の区分の該当事項の
エー（ア）－a－（b）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可で
きる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございませ
ん。
以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は木村委員になります。

木 村 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事 務 局 議案第18号 R5-9をご覧ください。

申請地は、_____番で登記・現況は議案書のとおりで、面積は合計_____㎡です。譲受人及び譲渡人は別紙のとおりです。転用目的は駐車場です。

申請者は、本店を_____に置き、軽貨物自動車運送事業を行う法人です。今般、本社を親会社がある_____に移転することになり、現在の本社に駐車している軽貨物自動車45台を移動させる必要があります。

軽貨物自動車45台を駐車できる土地は_____周辺の市街化区域にはなく、親会社の駐車場が近い、本申請を選定し、土地所有者より承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は住宅その他公共施設等が連たんする区域に隣接する区域にある農地であるため、農地の区分の該当事項のオー（ア）ーbに該当し、第2種農地と判断でき、許可できる案件となります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件のご地元も木村委員になります。

木 村 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、愛知県に回答することといたします。

続きまして、【報告第12号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出及び【報告第13号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、報告第12号農地法第4条第1項第7号の規定による届出から説明します。

申請番号R5-15、_____番、登記現況とも田で、面積が_____㎡です。

こちら、渡邊推進委員の案件となります。

渡邊推進委員 現地確認しましたが問題ございません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、申請番号R5-16、_____番、登記田現況宅地で、面積が_____㎡です。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

報告第12号については以上です。続きまして、報告第13号農地法第5条第1項第6号の規定による届出7件について説明します。

申請番号R5-48、_____番、登記畑、現況雑種地、面積が_____㎡です。

こちら、中野委員の案件となります。

中野委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、申請番号R5-49、_____番、登記現況ともに畑、面積が_____㎡です。

こちら、渡邊推進委員の案件となります。

渡邊推進委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、申請番号R5-50、_____5番、登記田、現況宅地、面積が合計_____㎡です。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして、申請番号R 5 - 5 1、 _____ 番、登記田、現況宅地、面積が _____ m²です。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして、申請番号R 5 - 5 2、 _____ 番、登記田現況畑、面積が _____ m²です。

こちら、鈴木推進委員の案件となります。

鈴木推進委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして、申請番号R 5 - 5 3、 _____ 番、登記田、現況畑、面積が _____ m²です。

こちら、横井委員の案件となります。

横井委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして、申請番号R 5 - 5 4、 _____ 番、登記現況ともに田、面積が _____ m²です。

こちら、丹羽委員の案件となります。

丹羽委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。
以上のことについて、質問はありますか。

では、その他に移ります。事務局は何かありますか。

事務局 会議が始まる前に机上配布をさせていただいたので、説明をさせていただきます。

まず、前回の臨時総会の際に、写真を撮らせていただいて、それをつけた委員証をお配りしております。委員バッジも新しい委員様につきましては机上配布させていただいております。もし継続して農業委員をやられている方で前回の総会の際に返してしまった方は、総会が終わり次第事務局までお伝えいただければお渡しします。

あとは、農業委員会必携を皆さんにお配りしております。また新しく委員になられた方には、先月行われた研修会の資料を配付しております。

またA3の地図で担当の区割り図も配布しております。皆様の活動区域をこちらで確認お願いいたします。

また連絡網についても配布しております。

以上で説明を終わります。なにか質問はありますでしょうか。

(特になし)

加えて1点情報共有させていただきます。先日、市役所にガードレールに稲を干しており、それをやめてほしいと市民の方から連絡がありました。そういった連絡がありましたので、もし担当地区内でそういったことをみかけられた際には、事務局までご連絡いただくようお願いいたします。

事務局 それでは次に机上配布させていただいた「農地法第3条許可申請に係るヒアリング項目」について説明させていただきます。

まず農地法第3条の許可申請について改めて説明をさせていただきたいのですが、農地を農地として購入する際に、今までは二反の面積要件がありました。それが令和5年4月1日から廃止となりまして、要件を満たせばどなたでも購入できるという状況になっております。それに対して今まで通りの許可のやり方ですと、農地を買ってすぐに転用してしまうのではないかとこの可能性も出てきたので、事務局から申請者に対してヒアリングを行いたいということで、今年度に入ってからいろいろと説明をさせていただいております。それに関して、ちょうど1件相談事項がありまして、伊藤委員と事務局でヒアリングを行いました。その結果を基にヒアリングの質問事項を伊藤委員協力のもと、いくつか上げさせていただいたので、これを一度ご覧いただき、皆様から意見をいただければと思います。資料には、ヒアリング項目、今回のヒアリング内容、また申請があったからの流れをまとめております。

以上を確認していただき、何かご意見等ありますでしょうか。

会長 従来だと、面積要件等を満たせば変えたと思うのだが、これから全面委託をするという申請があった場合はどこで確認をするのか。

事務局 全面委託の場合は、許可することはできないと考えるので、それをヒアリングで聞いて判断することになります。

会長 今までは面積要件があったから農地を買えるという部分が大きかったが、今はそれ以外の部分で判断しなければいけなくなる。本来であれば、農業振興するべき立場で、もっと深く聞き取りをしなければいけないから、委託の部分についてはしっかりと確認しないといけない。

事務局 また、もしヒアリングの中で申請内容に疑義が生じた場合は、追加で資料を提出してもらうようにするべきだと考えています。またその資料を持って総会で判断していただく予定であります。

木村委員 ヒアリングというのは新規就農者と後期高齢者が対象になるということですか。

事務局 そうです。

木村委員 そうすると、既存の農家ですでに全面委託している農家さんもいるわけだから、そういう場合はクリアしてしまう可能性があるのではないか。なにかチェック方法はあるのか。結局は既存の人であればヒアリングはしないということになるので、そのまま3条で許可がおりてしまうのではないか。

事務局 そこに関しては書類上で確認する方法がないので、既存の方に関して農地を新たに買いたいということでしたら、営農計画書や申請書の内容でしか判断できないので、実質的なところでは許可が出てしまう可能性はあります。なので、その部分に関しては、地元の農業委員さんから、情報提供をいただくと、きちんとした審査ができると思いますので、ご協力いただきたいです。

木村委員 新規でやる場合、ヒアリングで家庭菜園する場合には、否になる可能性はあるのではないか。

事務局 それは申請内容によって変わるので、そのときの判断となります。

小島委員 従事日数に関しては、時間の制限はないのか。

事務局 特にありません。書面だけだとわかりづらい部分があるので、ヒアリングで細かい内容を把握していく必要があります。

木村委員 新規の方が参入しやすいというのはいいことなので、なるべくなら許可が下りやすいようにしてあげるのがいいのではないか。

事務局 おっしゃるとおりではありますが、実際のところ営農をしないまま遊休農地化して周辺の営農者に迷惑をかける可能性はありますので、それを止めるという役割があります。

鈴木委員 ヒアリングの項目に農地を買って委託する予定はありますかと尋ねる項目があるが、実際にはこういった可能性はあるのですか。

会長 可能性としてはないことはないのではないか。

鈴木委員 私の認識としては、農地を全面委託するというのは、農業がやれない、やりたくないという人が委託するというイメージでいたので、認識をかえないといけないですね。

会 長 先行投資的に買う人が可能性としてはある。

事 務 局 基本的に農地を資産保有目的で持つことは認められないので、先ほど説明があったとおり、そこを確認する為にヒアリングを行うということです。

渡邊推進委員 ヒアリング項目の中に、何年間農業をやるかという項目はないですね。

会 長 それはなかなか難しい。3年3作という言葉があるが、それを義務づけるということは難しい。農地として買うなら5年ぐらいは持ってほしいとおもうんだけどね。

事 務 局 法改正で他の他市町村等も困っている状況で、やはり確認する項目を増やすべきだなと考えるので、ヒアリングを行いより農業をやりたいという意思を持った方を判断していきたいと考えております。

小島委員 質問の内容として、購入する場合はどうして借りるのはだめなんですかという項目を増やしてはどうでしょうか。借りてやる期間を設けて様子を見れば、本当に農業をやりたいかどうかという判断ができるのではないかな。農業で生活をするというのがそもそも難しいので、そういった質問を設けてみてもいいのではないのでしょうか。

事 務 局 質問事項にそういった項目を組み込めたらと考えるので、一度検討してみます。

鈴木推進委員 賃貸借の場合はヒアリングは行うのか。

事 務 局 賃貸借の場合も購入と同じように農地法3条の許可になるので行います。

鈴木推進委員 法改正前の貸し借りの話は、許可等は必要なかったということなのか。

事 務 局 農地法第3条の許可自体は、以前から必要な物です。それはいわゆる闇小作ということになります。

三宅委員 これは調整区域も関係あるのか。

事 務 局 市街化区域、調整区域すべてになります。

会 長 他にないかありますでしょうか。

ないようでしたら、次回開催について確認します。

令和5年11月24日、金曜日、午後2時から、場所は本日と同じ清須市役所南館3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願ひします。

以上で令和5年度第7回農業委員会を閉会します。

本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後 3 時 0 0 分—

個人情報に当たるとの考えから、議事録中の番地等は、省略等して記載しています